

桑名市情報公開・個人情報保護審査会答申

64、65号事件

第1 審査会の結論

本件異議申立については、却下する。

第2 異議申立人の異議申立の要旨

異議申立人は、平成26年11月13日付けの公文書開示請求書において、平成26年11月1日発行の桑名市公報が発行されていないとして情報公開請求をした。

さらに、平成26年11月17日付けの公文書開示請求書において、平成26年11月15日号の桑名市公報が発行されていないとして情報公開請求をした。

しかるに、前記第1項の開示請求をしてから桑名市情報公開条例(以下「条例」という。)第11条第1項の公文書の開示の有無の決定期限である15日を経過した11月27日になっても開示されず、また、条例第2項の開示請求をしてから、同条項の15日を経過した12月1日になっても開示されなかったため、平成26年12月3日付けの異議申立書により条例第11条第2項の開示決定延長手続きをとらずに、法定の開示決定満了日を経過したのは不当であるとして、異議申立をした。

第3 実施機関の説明の要旨

1 上記公文書開示決定を受理したが、桑名市議会議員選挙事務及び衆議院議員総選挙事務に追われ、平成26年11月4日号、平成26年11月17日号の発行が遅れた。(桑名市公報発行規程第3条より、公報は発行日が休日に当たるときはその翌日に繰り下げ発行することとなるため、平成26年11月1日号は平成26年11月4日号に、平成26年11月15日号は平成26年11月17日号となる)

2 発行手続きの最中、開示請求があったことを失念したため、15日以内の開示決定期限を徒過した。平成26年12月3日に異議申立がなされ、平成27年1月8日に開示決定をして、決定書を手渡した。

なお、市公報は、情報公開総合窓口で閲覧でき、市のホームページにも掲載している。

第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、本件異議申立の相当性である。

1 桑名市公報発行規程によれば、第1条で「本市行政に関する事項を一般に周知するために桑名市公報(以下「市公報」という。)を発行する。」とあり、同第3条で「市公報は、毎月1日及び15日にこれを発行する。」と規定されている。

この規程からすれば、桑名市は、毎月 1 日と 15 日に市公報を発行することになっている。（前述の通り、発行日が休日に当たるときはその翌日に繰り下げることとなる。）

- 2 実施機関によれば、発行日は知悉していたが、桑名市議会議員選挙事務及び衆議院議員総選挙事務に追われて、市の公報の発行が遅れ、11 月 4 日号、11 月 17 日号は、いずれも 1 カ月程度遅れての発行となったという。
- 3 確かに、市公報の発行は、遅れが常態化していたようではある。しかし、実際に発行されており、市のホームページにも掲載しているのであるから、誰でも、発行後直ちに閲覧が可能な状態になっている。

条例第 19 条によれば、「この条例は、他の法令等により、閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手続きが定められている場合については、適用しない。」とある。しかれば、異議申立人が開示を求めた市公報は、情報公開総合窓口で供覧でき、市のホームページにも掲載しているのであるから、情報公開条例による公文書の開示になじまない文書であり、情報公開条例により開示請求を求めることはできず、本件異議申立は、却下するのが相当である。

- 4 尚、実施機関は、毎月 1 日及び 15 日に発行する市公報の発行が恒常的に遅れているようであるが、そのようなことがないように、事務の体制を検討すべきである。また、開示請求の申立があったのにもかかわらず、2 回にわたり、請求があったことを失念していたため、開示の延長決定もせずに、開示の決定期限である 15 日を経過したことは、いくら他の公務が繁忙であったとしても、公文書開示に関する市民の知る権利を著しく損なうものであり、市民の市政に対する理解と信頼を傷つけることとなるので、今後、同様なことが発生しないよう慎重に情報公開の事務を進めるべきであることを附言する。

第 5 結論

以上により、「第 1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年1月26日	・不服申立諮問書受理
1月26日	・実施機関に対し公文書開示理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
1月30日	・実施機関から公文書開示理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
2月2日	・異議申立人に対し公文書非開示理由説明書の送付、意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
2月9日	<ul style="list-style-type: none"> ・書面審理 ・異議申立人の口頭意見陳述 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
2月13日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁 護 士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	福 井 悦 子	弁 護 士
委 員	田 口 勤	弁 護 士
委 員	富 田 仁	大学教授